

ようこそ にいみ へ

～新見生活応援ガイド～

自然あふれる新見市へようこそ！
心から歓迎します。



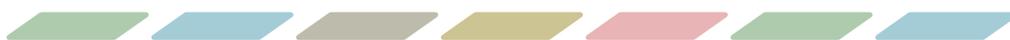
新見市マスコットキャラクター
「にいみん」

ピオーネから生まれた千屋牛の子どもです。
頭の葉っぱはピオーネの葉っぱ。
体はピオーネのようにおいしそうな紫色。
背中にはアテツマンサクが咲き乱れ、お腹には
桃の形をしたふわふわな毛があります。

このガイドでは、本市にお住まいの方の「暮らし」「仕事」「子育て」を応援する主な制度を紹介しています。

掲載している内容は**令和3年4月現在**のもので、今後、変更になる場合もありますので、ご利用の際は担当課にお問い合わせください。

1 暮らし …… P. 2



2 仕事 …… P. 5



3 子育て …… P. 8



新見まちナビを登録しよう！！

☆新見公式ポータル新見まちナビ☆

市からの最新のイベント情報や防災情報をすばやく手軽に取得することができるスマートフォン用アプリです。

市内の観光地や避難所などの場所を地図上に表示したり、スポット情報から施設の場所までのナビ機能の利用もできます。

アプリはお使いのスマートフォンから無料でダウンロードできます。

※アプリは端末によってダウンロード方法が異なります。

【問い合わせ先】

秘書広報課 ☎72-6190

ダウンロードしてね♪



【ダウンロード方法】

- IOS (iPhone) をお持ちの方は App Store からダウンロードしてください。



こちらのQRコードを読み込むと AppStore のダウンロード画面に移行します。

- Android をお持ちの方は play Store からダウンロードしてください。



こちらのQRコードを読み込むと playStore のダウンロード画面に移行します。

※QRコードを読み込むには専用のアプリが必要になります。

【操作方法】

操作方法は、新見市ホームページで「新見まちナビ」と検索すると操作ガイドが出てきますのでそちらをご覧ください。

新見まちナビ



1

暮らし

■ ごみの分別、ごみステーションの利用（生活環境課 ☎72-6124）

ごみ出しについては、転入時に配布する地域ごとの「ごみ収集日程表」により行い、分別は「ごみ収集日程表」の裏面を参考にしてください。

ごみステーションの利用については、お住まいになる地域の方にご相談ください。

■ 告知放送機器（CATV・インターネット・IP電話）の利用

（情報政策課 ☎72-3154）

（ソフトバンク光シティサポートセンター ☎0120-964-761）

市全域に整備した光ファイバ通信網を活用し、市からのお知らせや緊急時の放送が流れる告知放送機器を利用することができます。また、各サービス提供事業者と別途契約することでケーブルテレビ、インターネット及びIP電話もご利用いただけます。

告知放送機器等のご利用については、情報政策課にご相談ください。

■ 空き家情報バンク登録制度による情報提供（総合政策課 ☎72-6114）

市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行います。

登録中の空き家情報については、市ホームページをご覧ください。

■ 空き家活用推進事業補助金（総合政策課 ☎72-6114）

新見市に転入し、市内の空き家の購入・改修・家財整理をする場合に、費用の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件を全て満たすこと

- ①転入前に市外に2年以上居住していた人のうち、新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人
- ②定住するために市内の空き家の購入等を行う人又は移住希望者等へ賃貸等を行う人
- ③申請時点において、空き家への入居者が決定している人
- ④税等の滞納がない人、暴力団員等でない人
- ⑤補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住すること

【補助内容】

- ①購入補助 補助対象経費×3/10 上限200万円
※ただし、交付申請日において空き家の使用者が次のいずれかの条件を満たす場合 補助対象経費×4/10 上限200万円
- ・中学校卒業までの子を養育している場合
 - ・申請者又はその配偶者が満40歳以下の場合
- ②改修補助 補助対象経費×4/10 上限300万円
※ただし、交付申請日において空き家の使用者が次のいずれかの条件を満たす場合 補助対象経費×5/10 上限300万円
- ・中学校卒業までの子を養育している場合
 - ・申請者又はその配偶者が満40歳以下の場合
- ③家財整理補助 補助対象経費×5/10 上限 20万円

■新見の森と匠を活かす家づくり支援事業（農林課 ☎72-6134）

新見産材を利用して、市内に住宅を新築または増改築する場合に、費用の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件を全て満たすこと

- ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること
- ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。
- ③新築については主要構造材のうち、新見産材を70%以上使用し、うち70%以上が乾燥材であること
- ④市内の建築業者（個人を含む。）が建築する住宅であること

【補助内容】

- ・新築 1戸あたり50万円
- ・増築 1㎡あたり2万5千円（上限30万円）

2

仕事

■ I J U ターン就職相談窓口（商工観光課 ☎72-6137）

市内への就職をお考えの方や、将来働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

■ I J U ターン就職奨励金（商工観光課 ☎72-6137）

新見市に転入し、市内事業所に就職する人に、奨励金を交付します。

【対象者】

以下の要件を全て満たす人

- ①転入前に市外に1年以上居住していた人
- ②市内の事業所に正社員として新たに雇用された人
- ③雇用開始日から5年以上は新見市から転出しない意思を示した人

【補助内容】

交付対象者1世帯あたり20万円を交付

※同一世帯に交付対象者が複数ある場合、2人目以降1人につき10万円を加算（上限50万円）

■ 移住支援金（東京圏版）（商工観光課 ☎72-6137）

東京圏から新見市に移住し、かつ、岡山県が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人に就業した方または起業支援金の交付決定を受けた方に、移住支援金を交付します。

【対象者】

移住元や移住先の事項に加え、就業・起業に関する事項など細かな要件が定められているため、担当課へご相談ください。

【補助金額】

- ・単身世帯で移住の場合 60万円を交付
- ・2人以上の世帯で移住の場合 100万円を交付

【申請期間】

対象求人[※]に在職3か月以上または起業支援金の交付決定後で、移住後3か月以上1年以内の期間

■創業・事業継承支援事業補助金（商工観光課 ☎72-6137）

創業・事業継承を目指す人に、事業開始時に必要となる費用の一部を補助します。

【補助内容】

移住者（市内に住所を移して1年以内）の場合
補助対象経費×2/3 上限100万円

■資格取得費支援補助金（商工観光課 ☎72-6137）

専門性が高い資格、免許等の取得費用を負担する事業所や、市内事業所に勤務する人で、事業所において必要な資格を取得する勤労者に対して、資格試験等の受験料及び登録免許料並びに資格取得のための講習・講座の受講料等、費用の一部を補助します。

【対象者】

- ①事業所：従業員資格取得等の費用負担を行った市内の中小企業者
- ②勤労者：市内事業所へ勤務する市内居住者で、事業所において必要な資格取得等の費用負担を行った個人

【補助内容】

- ①対象経費が10万円以上の場合 対象経費×1/2(上限10万円)
- ②対象経費が5万円以上10万円未満の場合 5万円
- ③対象経費が5万円未満の場合 全額

■新規就農支援制度（農林課 ☎72-6134）

新規就農を目指す人に、農業研修から就農までのあらゆる面でサポートしています。

【内容】

- ①短期農業研修
日帰りから1週間程度まで、ピオーネ・トマト・リンダウの栽培体験ができます。
- ②農業体験研修
岡山県の制度にそった1ヶ月間の農業体験研修です。
- ③農業実務研修
岡山県の制度にそった2年間以内の研修です。
年間150万円の研修費の支給があります。

④地域定着手当

ピオーネの生産を目指し、農業実務研修を終えた人に、3年目の研修費として年間90万円の支給があります。

⑤住宅購入費用の補助

住宅を購入した場合、補助金を支給します。

⑥借家賃借料の補助

農業実務研修または就農開始から2年間について、民間の借家賃借料を補助します。

⑦借家リフォーム費の補助

民間の借家に入居する場合、生活するために必要となる修繕費用を補助します。

⑧就業奨励金の支給

就農開始後、将来にわたり農業経営を継続していくと認められた場合、就業奨励金を支給します。(39歳以下に限ります。)

⑨施設・設備の補助

農業経営に必要な果樹棚やビニルハウス等を導入する経費を補助します。(農協部会に所属する必要があります。)

■親元就農助成金制度（農林課 ☎72-6134）

親元で就農予定の新規就農者を対象に、国、県、市が実施する栽培技術や経営研修などへの参加費や交通費を助成しています。

【対象者】

以下の要件を全て満たす人

- ①市内に住所を有する者または市内に居住し専業農家として定住しようとする者
- ②新見地方新農業経営者クラブまたは市内生産団体に加入あるいは加入見込がある者
- ③他の補助金等の交付を受けていない者

【対象経費】

- ①研修における参加費（教材費を含む。ただし、食費及び宿泊費を除く。）
- ②市外の研修に参加する場合の往復交通費（ただし、居住地から研修先までの公共交通機関の普通運賃のみとし、自家用車の場合は公共交通機関相当額とする。）

【補助内容】

対象経費の1/2以内

3

子育て

(※詳しくは、「にいみ子育てガイドブック」をご覧ください。)

■ 子育て支援金（出生祝金）（こども課 ☎72-6115）

出産時に、市内に住所のある保護者が引き続き市民である場合に支給します。

【内 容】

子ども1人につき10万円

■ 子育て支援医療費（こども課 ☎72-6115）

満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額を補助します。（ただし、社会保険被保険者本人は除く）

【内 容】

① 県内の医療機関

「健康保険証」と「子育て支援医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。

② 県外の医療機関

医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。

（領収書、通帳など振込口座が確認できるものが必要）

■ にいみ24時間安全安心相談ダイヤル（市民課 ☎72-6130）

市内にお住まいの人の急な病気や健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が24時間・年中無休・無料で電話相談に応じます。

【電話番号】

（フリーダイヤル）0120-337-089

■ 子育て広場（こども課 ☎72-6115）

子育て中の親子が交流できる「子育て広場」を市内5箇所に設置しています。

【対象者】

0歳から小学校就学前の子どもとその保護者

【利用料】

無料（ただし、行事の際に材料代などをいただくことがあります。）

※各子育て広場の場所・開設日・開設時間などは「にいみ子育てガイドブック」でご確認ください。

■ 保育料などの減免制度（こども課 ☎72-6115）

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料などを減免します。

【内容】

① 0歳～2歳児クラスに在籍する子ども

- ・第2子保育料半額免除
- ・第3子以降保育料全額免除
- ・市民税非課税世帯は保育料無償

② 3歳～5歳児クラスに在籍する子ども

- ・保育料無償
- ・副食費無償

※市内の保育所、認定こども園などの利用により適用

※その他、条件により、他の減免制度などもあり

■ にいみファミリー・サポート・センター

（新見公立大学にいみ子育てカレッジ内 ☎72-0634（代表）

☎72-8359（内線4152）

保護者の急用や病気、残業や休日出勤などの時に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行う保育サポーター（提供会員）が有償で助け合う会員組織です。

【依頼会員】

- ・新見市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

【提供会員】（保育サポーター）

- ・新見市内に住所があり、心身ともに健康で、センターが実施する講習を修了した人

【利用料金】

活動日	活動時間帯（預ける時間）	利用料金基準額 （1時間あたり）
平日（月～金曜日）	基本時間（7:00～19:00）	700円
	基本時間外（上記時間以外）	800円
土曜日・日曜日・祝日	終日	800円

【利用助成】

依頼会員の子ども1人につき1時間あたり500円を助成します。

ただし、依頼会員の子ども1人につき1月あたり40時間までです。

※40時間を超えても利用可能ですが、超過時間分の助成金は支給されません。

■病児・病後児保育（こども課 ☎72-6115）

子どもが病気の療養中やその回復期のため、保育所や学校での集団生活ができない場合に、利用できる保育室が3か所あります。

（利用前に、医療機関での診察が必要です。）

【対象者】

市内に住所を有する満1歳～小学6年生

【利用料金】

1日2,500円

【施設】

名称	定員	所在地	電話番号	保育時間
たんぽぽ 病児・病後児保育室	4人	新見 109-9	080-8240-8102	月～金 8:00～17:30
にこにこ 病児・病後児保育室	4人	唐松 3015-1	0867-76-2121	月～金 8:30～17:00
さくらんぼ保育園 病児・病後児保育室	4人	高尾 2322-1	0867-72-4533	月～金 8:00～17:30

「新見市移住交流支援センター」をご利用ください！

本市への移住・定住を希望する人に対する各種支援や情報発信、交流や地域振興活動等を行うための拠点施設として、新見市移住交流支援センターを設置しています。本市内に移住してきた人や地域の人たちとのつながり作りも行っていますので、気軽にお問い合わせください。

■新見市移住交流支援センター

- 住所：新見市神郷油野1977-1
- 電話：0867-88-8331
- HP：<https://nimmi.jp>
- 開館時間：9時～17時
- 休館日：毎週水曜日・年末年始



新見市移住交流支援センターは
山、川、田んぼに囲まれた旧油野（ゆの）小学校を活用した
インキュベーションセンターです。



移住したい人、移住してきた人
この町で生まれ育った人、町に帰ってきた人
それぞれが動き出し、つながり
新たな何かが始まる。
そのような場所となるように
色々な仕掛けを用意しております。



新たな暮らしが見つかるまち“にしみ”の発信拠点
新見市移住交流支援センターをお気軽に活用ください。

